

(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 第九章 (略)</p> <p>第十章 地域福祉の推進</p> <p>第一節 地域福祉計画 (第一百七条・第一百八条)</p> <p>第二節 社会福祉協議会 (第九十九条―第一百十一条)</p> <p>第三節 共同募金 (第一百十二条―第一百二十四条)</p> <p>第十一章 雑則 (第二百二十五条―第二百三十条)</p> <p>第十二章 罰則 (第三百三十一条―第三百三十五条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業又は手話通訳事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に應ずる事業</p>	<p>目次</p> <p>第一章 第九章 (略)</p> <p>第十章 地域福祉の推進</p> <p>第一節 社会福祉協議会 (第一百七条―第一百九条)</p> <p>第二節 共同募金 (第一百十条―第一百二十二条)</p> <p>第十一章 雑則 (第二百一十三条―第二百二十八条)</p> <p>第十二章 罰則 (第二百二十九条―第三百三十三条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業又は手話通訳事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に應ずる事業</p>

六十三 (略)

4 (略)

(設置)

第十四条 (略)

2~4 (略)

5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。

6~8 (略)

(設置)

第十八条 (略)

2 (略)

3 都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。

4 (略)

5 第二項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

(所轄庁)

第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする

六十三 (略)

4 (略)

(設置)

第十四条 (略)

2~4 (略)

5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。

6~8 (略)

(設置)

第十八条 (略)

2 (略)

3 都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

4 (略)

5 第二項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

(所轄庁)

第三十条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする

一 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該指定都市の区域を越えないもの及び第九十二条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

二 (略)

2 (略)

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

第八十一条 都道府県社会福祉協議会は、第一百零一条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

第八十八条 都道府県社会福祉協議会は、第一百零一条第一項各号に掲げる事業を行うほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に資するため、必要に応じ、社会福祉を目的とする事業を経営する者がその行つた福祉サービスの提供に要した費用に関して地方公共団体に対して行う請求の事務の代行その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者が当該事業を円滑に実施することができるよう支援するための事業を実施するよう努めなければならない。ただし、他に当該事業を実施する適切な者がある場合にあつては、この限りでない。

第十章 地域福祉の推進

一 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該指定都市の区域を越えないもの及び第七十二条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

二 (略)

2 (略)

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

第八十一条 都道府県社会福祉協議会は、第八十八条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

第八十八条 都道府県社会福祉協議会は、第八十八条第一項各号に掲げる事業を行うほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に資するため、必要に応じ、社会福祉を目的とする事業を経営する者がその行つた福祉サービスの提供に要した費用に関して地方公共団体に対して行う請求の事務の代行その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者が当該事業を円滑に実施することができるよう支援するための事業を実施するよう努めなければならない。ただし、他に当該事業を実施する適切な者がある場合にあつては、この限りでない。

第十章 地域福祉の推進

第一節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第八十条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業

の健全な発達のための基盤整備に関する事項

第二節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 (略)

2 6 (略)

(都道府県社会福祉協議会)

第百十条 (略)

2 (略)

(社会福祉協議会連合会)

第百十一条 (略)

2 第百九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

第三節 共同募金

第百十二条～第百十六条 (略)

(共同募金の配分)

第百十七条 (略)

2 (略) 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たっては、配分委

3 共同募金会は、第百十二条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならぬ。

第一節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百七条 (略)

2 6 (略)

(都道府県社会福祉協議会)

第百八条 (略)

2 (略)

(社会福祉協議会連合会)

第百九条 (略)

2 第百七条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

第二節 共同募金

第百十条～第百十四条 (略)

(共同募金の配分)

第百十五条 (略)

2 (略) 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たっては、配分委

3 共同募金会は、第百十条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならぬ。

4 (略)

(準備金)

第百十八条 (略)

2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第百十二条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる。

3・4 (略)

(計画の公告)

第百十九条 (略)

(結果の公告)

第百二十条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第百十八条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

2 共同募金会は、第百十八条第二項の規定により準備金を拠出した場合は、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。

3 共同募金会は、第百十八条第三項の規定により配分を行った場合は、配分を終了した後三月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行った共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

4 (略)

(準備金)

第百十六条 (略)

2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第百十条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、拠出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に拠出することができる。

3・4 (略)

(計画の公告)

第百十七条 (略)

(結果の公告)

第百十八条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、一月以内に、募金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第百十六条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

2 共同募金会は、第百十六条第二項の規定により準備金を拠出した場合は、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。

3 共同募金会は、第百十六条第三項の規定により配分を行った場合は、配分を終了した後三月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行った共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第百二十一條 第三十條第一項の所轄庁は、共同募金会については、第五十六條第四項の事由が生じた場合のほか、第百十四條各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

第百二十二條〜第百三十四條 (略)

第百三十五條 第二十三條又は第百十三條第四項の規定に違反した者は、十萬元以下の過料に処する。

別表(第百二十七條関係)

都道府県

第三十一條第一項及び第四項(第四十三條第二項、第四十六條第四項及び第四十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四十三條第一項、第三項及び第四項(第五十九條第二項において準用する場合を含む。)、第四十六條第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九條第二項、第五十六條第一項から第四項まで及び第五項(第五十八條第四項において準用する場合を含む。)、第五十七條、第五十八條第二項、第五十九條第一項、第百十四條、第百二十一條、第四十五條において準用する民法第五十六條並びに第五十五條において準用する同法第七十

(共同募金会に対する解散命令)

第百十九條 第三十條第一項の所轄庁は、共同募金会については、第五十六條第四項の事由が生じた場合のほか、第百十二條各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

第百二十條〜第百三十二條 (略)

第百三十三條 第二十三條又は第百十一條第四項の規定に違反した者は、十萬元以下の過料に処する。

別表(第百二十五條関係)

都道府県

第三十一條第一項及び第四項(第四十三條第二項、第四十六條第四項及び第四十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四十三條第一項、第三項及び第四項(第五十九條第二項において準用する場合を含む。)、第四十六條第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九條第二項、第五十六條第一項から第四項まで及び第五項(第五十八條第四項において準用する場合を含む。)、第五十七條、第五十八條第二項、第五十九條第一項、第百十二條、第百十九條、第四十五條において準用する民法第五十六條並びに第五十五條において準用する同法第七十七

(略)	指定都市及び中核市	
(略)	第三十一条第一項、第四十三條第一項及び第三項、第四十六條第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九條第二項、第五十六條第一項から第四項まで及び第五項（第五十八條第四項において準用する場合を含む。）、第五十七條、第五十八條第二項、第五十九條第一項、第一百十四條、第一百二十一條、第四十五條において準用する民法第五十六條並びに第五十五條において準用する同法第七十七條第二項及び同法第八十三條	七條第二項及び同法第八十三條
(略)	指定都市及び中核市	
(略)	第三十一条第一項、第四十三條第一項及び第三項、第四十六條第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九條第二項、第五十六條第一項から第四項まで及び第五項（第五十八條第四項において準用する場合を含む。）、第五十七條、第五十八條第二項、第五十九條第一項、第一百十二條、第一百十九條、第四十五條において準用する民法第五十六條並びに第五十五條において準用する同法第七十七條第二項及び同法第八十三條	條第二項及び同法第八十三條